

ISSA 海外論文要約より

ISSA

## 社会保障の諸問題にかんする若干の考察

Virginio Savoini (イタリア)

本稿は社会扶助と社会保険の手段により、社会保障の効果的な体系を確立しようとする検討中の予測に関する分析である。

イタリアの憲法第32条と38条は、全市民が健康の保護、および市民自身で生計の手段を調達できなくなった場合に、必要な生計の手段に対する資格を取得するということが定められている。また、この憲法は災害、疾病、廃疾、老齢、もしくは非自発的失業の場合に、生活必需品を調達するに適切な資力を保証する労働者の権利を規定している。これらの規定から、社会扶助と社会保険との間における相違が生まれ、後者は社会的義務を遂行することによってより大きな権利を取得し、しかも適用対象が権利として取得する労働者

に制限されている。社会保障は全市民に対する一般的権利、および肉体的もしくは頭脳的労働の従事者に対する特殊な、しかも特定の権利と構成されている。前者の社会扶助は広い連帯責任に基づいており、後者の社会保険は労働に従事するグループと、直接的に雇用との関係で利害関係を有するグループの間における、第一義的な連帯責任に基づいている。

一つの基本的な問題は、社会保障の財源調達に関するものである。現在、経費の6分の5は生産の直接負担となっており、残りの部分は国家によって調達されている。論議は財源調達方式を完全に変えるべきかどうかということから発生している。ある一つの意見

によれば、政府は社会保障を提供し、それに対して全責任をもつべきで、政府にとって可能な資金から直接的に各基金が設けられるべきであるとしている。この意見の意図するところは実現が困難で、したがって長い時間が必要であろう。しかし、社会保障の急速な発達に対する実質的な刺戟は、社会保障拠出の統合によって達成され、今日、この統合は善意をもって実施すれば、小さな努力で実現することができる。それは単に具体的な諸給付を抜きにして問題の存在をそのままに残す徵収方法の統合に関する事項のみならず、むしろ社会的拠出の名称のもとに収入および利潤との関連によるその他の所得と関連づけられたある単一の拠出率という方法による完全な統合である。すべての人々は、疑わしい法律によって生じた拠出間に現在存在している複雑さと、差別を除去する法律の採用が好ましいということについては納得しているが、現行方式の拠出は疑わしい内容の法律で実施さ

## ISSA

れどおり、怠惰という結果を招いたり、責任の回避を促進したり、しかも、主たる当事者による管理を阻害している。

医療の改革については、医療を担当する諸団体は次のような基本的役割を達成するため再編成されるべきである。すなわち、基本的役割は、まず、(i) 公衆保健における役割は、一般国民と労働に従事する特殊な労働者グループの双方に発生する健康上の危険を除去するように計画された特定の健康保護である。次に、(ii) 必要な基本的事項は明らかに法律で定義づけられてきた社会的疾患と戦う努力である。この努力は適切な高水準のセンター内に組織されたり、また、他の保健的機能をもつ組織と協力させる場合に、効果的となるであろう。状況や規模は正確に知らされなければならないし、原因と効果は研究されるべきで、これらの疾患の蔓延を予防し、かつその影響を減少することができる治療が求められるべきである。さらに、(iii) 肉体的および精神的障害者に対する扶助にみ

られる不適切性と欠陥の克服があげられるがこれは要求された役割や達成される結果について全般的な見解と関連づけられて行なわれ、最終的な目的としては回復とリハビリテーションである。この形の扶助は要求された機能、技術および組織の型により異なっている。精神病の問題は優先的な部門であり、すでに保健省が提案したように、精神病施設は改革の中でも緊急の対策を要する事項とされている。中でも、精神病院の収容につきまとめていた欠陥、つまり人々を堕落させるという汚名を除去する必要がある。多くの型の精神病は強制収容を必要とすることなく完全にまたは一部を治療することができる。その問題は治療を受けることができない人々に対する人間的な取扱いにも関連をもっており、その処置は従来制限されていた手段を放棄するという態度で実施され、その手段は医学的およ

び社会的な世話の分野で達成された最近の発達からみれば、旧式なものとなってしまっている。最後に、(iv) 治療について、その手段がきわめて多様な場合には、討論や論議を拡大するために、討議の場を広く公開すべきである。これは重要性の順序からいえば、第一義的なしかも基本的な問題である。治療はその最も広範なかつ最も一般的な意味で理解されるべきで、これは人の予防的処置から回復までの全治療過程を含んでいる。

結論では、医師と患者との間における秘密は、医師および病院に対する選択の自由という手段で維持されるべきであると強調されている。

“Considerazioni su problemi di sicurezza Sociale”, *I Problemi della Sicurezza Sociale*, No. 6, 1965, pp. 949-65.

## 社会保障の将来

バーミンガム大学教授 François Laffitte (イギリス)

本稿はイギリスの社会保障の将来における

発展について、多方面から加えられた評価が